

総合資源エネルギー調査会

資源・燃料分科会（第10回）・石油・天然ガス小委員会（第8回）合同会合

日時 平成26年7月23日（水）10：33～12：20

場所 イイノホール&カンファレンス4階 Room A

1. 開会

○橘川分科会長・小委員長

それでは、定刻を若干過ぎましたので、総合資源エネルギー調査会及資源・燃料分科会及び石油・天然ガス小委員会の合同会合を開催させていただきます。

委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましてはご多忙のところ、ご出席を賜りまして、特に第1試合から参加の方には連続ということでお疲れさまですが、よろしく願いいたします。

最近、石油やガスですとかの審議会をやると、その朝、結論を書いてくださる新聞がありますけれども、きょうはそういうご託宣がないみたいなので残念な気がいたしますが、会議を進めていきたいと思います。

本日は大きく三つのことを議題として取り上げたいと思います。議題のところには書いてないんですが、まず、最初に前回の会合でお示ししました、原油等の有効な利用に関する石油精製業の判断の基準と改訂告示のパブリックコメントの結果についてご報告いただきたいと思います。それが一つ目です。それから、二つ目の議題の①に書いてありますけれども、平成26年度から30年度の石油・LPガス備蓄目標（案）についての議論です。それから、三つ目がきょうのメインになりますが、全体の中間報告書（案）についての議論と、この三つの議題で議論を進めていきたいと思います。

それでは、まず、事務局から委員の出欠状況と資料の確認とをお願いいたします。濱野政策課長、お願いいたします。

○濱野資源・燃料部政策課長

恐縮でございますが、プレスの皆様の冒頭撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席をいただければと存じます。

本日は、浦辺委員、西村委員、宮島委員、山内委員、小嶋委員、松方委員はご欠席となっております。また、浅野委員の代理といたしまして岩井様、尾崎委員の代理といたしまして蟹沢様、

石垣委員の代理といたしまして村上様、北嶋オブザーバーの代理といたしまして内藤様にご出席をいただいております。

次に、お手元に配付をさせていただいております資料の確認をさせていただきます。議事次第、資料1-1、資源・燃料分科会委員名簿、資料1-2、石油・天然ガス小委員会委員名簿、資料2、「平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準」等のパブリックコメントの結果について、資料3、平成26～30年度石油・LPガス備蓄目標（案）、資料4-1、中間報告書（案）（概要）、資料4-2、中間報告書（案）、参考資料、平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（告示）案の概要。資料に不足等がございましたら事務局までお申しつけいただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

2. 議事

○橘川分科会長・小委員長

それでは、早速、一つ目の議題に入らせていただきます。まず、改訂告示のパブリックコメント等の結果につきまして、竹谷精製備蓄課長からご報告をお願いいたします。

○竹谷石油精製備蓄課長

石油精製備蓄課長、竹谷でございます。お手元の資料2に基づきましてご説明させていただきます。

平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準と言っております、いわゆる告示についてのパブリックコメントの結果でございます。

ページをおめくりいただきまして、期間としては7月1日から15日までの2週間で募集いたしました。提出意見は1団体から2件の意見が寄せられております。

ご意見は左側でございますけれども、特に一つ目の意見は計画の提出期間が10月31日までと短く、この短期間で策定しなければならないがと、特に連携による対応についての考え方、グループ会社対応の場合の考え方等について十分な協議と検討が必要と考えると、提出期限以降においても目標達成計画の見直しや変更が可能となるように要望するというご意見でございます。

右側にご回答を示しておりますが、石油精製業者は私どもは達成計画の内容について進捗状況も踏まえて見直すことが適切というふうに考えておりますので、当然に計画の見直しや変更は行われるものというふうに考えておりますし、実際に前回のことし3月末までの目標ということについても、達成計画の変更などは行われているというわけでございます。この計画変更は経済産業大臣に提出していただくということとなります。したがって、10月31日と短い期間でござ

いますので、当然、その期間までにベストを尽くして計画をつくっていただきたいということでございますが、当然にその後の変更等はあるということでございます。

左側のご意見、下のほうですが、分母対応などで常圧蒸留装置の処理能力の削減を行う場合や事業再編を行う場合などには人員の減少が想定される。このような中においては安全第一を念頭に保安体制の確保及び技術の伝承体制が保たれるよう留意いただくことを要望するというところでございます。

本日の審議会のご報告にもいろいろ記載されておりますけれども、右側の回答でございますが、私ども経済産業省といたしましても石油製品の安定供給や国際競争力強化のため、安全確保を大前提として製油所の安定的な操業を維持することが不可欠というふうに考えております。したがって、ご指摘いただいたような保安体制や技術伝承といった点も含めて、安定操業がどうなっているかということを注視させていただきまして、必要に応じて関係者といろいろご相談をし、対策をいろいろと議論し、講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

ありがとうございました。

何かご報告にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

①平成26～30年度石油・LPガス備蓄目標（案）について

○橘川分科会長・小委員長

それでは、①の議題に入りたいと思います。平成26年～30年度石油・LPガス備蓄目標（案）について、引き続き竹谷精製備蓄課長からご説明をお願いいたします。

○竹谷石油精製備蓄課長

資料2で1点、付言しておきますけれども、したがって、このパブリックコメントで特に本文等の修正を求める意見はございませんでしたので、ここで前回、お示ししています参考資料でおつけしておりますけれども、告示の概要案に基づきまして告示をつくる作業に移りまして、7月末を目途に官報告示をしたいというふうに考えております。

続きまして、資料3に基づきまして平成26年度から30年度までの石油・LPガス備蓄目標についてご説明いたします。

まず、めぐりまして1ページ目、備蓄目標とは何ぞやということでございますけれども、これは法定されてございまして経済産業大臣が毎年度、本調査会の意見を聞きまして当該年度以降の5年間についての石油及びLPガスの備蓄の数量、新たに設置すべき貯蔵施設につき目標を策定し、

公表するという事となつてございませう。下に条文を引用させていただきます。国家備蓄、民間備蓄それぞれについて年度ベースの目標値を公表してございませうけれども、これまでご議論いただいたとおり、産油国共同備蓄についても私どもは第三の備蓄として位置づけたいということとでございますので、参考値を示していこうというふうにご考えてございませう。

続きまして、2ページ、3ページは以前にお示しした資料の抜粋でございます。6月23日の本分科会でお示しした資料でございますけれども、石油につきましては国家備蓄と産油国共同備蓄の半分程度を合算しまして、IEA義務の90日程度を確保していくという考え方で、民間備蓄は非常に重要な役割を担っておりますので、その備蓄率の引き下げ云々については全国供給網への影響、あるいは国際競争力への影響といった観点から、慎重に判断するという考え方を示させていただいた上でめぐりまして3ページ目ですが、26年度から30年度の石油備蓄目標につきましては、今、ご説明したような考え方のもと、黒丸でございますけれども、今後5年間の目標につきましては、現状の国家備蓄量を当面の数値目標として設定させていただくと、ただし、産油国共同備蓄事業ですとか、油種入れかえの事業によりまして数十万キロリットルぐらい、いろいろ変動していくということはあるかというふうに思ひます。さらに今後、需要減が見込まれますので、日数ベースの評価が大幅に上昇する場合には、その余剰分の活用法も検討していくということとでございます。

産油国共同備蓄につきましては先ほど申し上げたとおり、貸与容量の半分程度を参考値として設定していくということとであります。

民間備蓄につきましては、今後の需要見通しを示してございませうので、それに70日に乗じて法定備蓄義務日数に乗じて目標を設定していくという従来からの考え方に立っているわけとでございます。

これを23日にお示しをしたところとございまして、その考え方に基きまして備蓄目標を計算して設定いたしましたのが4ページ目とでございます。4ページ目をご説明いたしますと、国家備蓄につきましては現在、原油換算で5,047万1,000キロリットルを保有してございませうので、それを前ページでお示しした考え方に基きまして、そのまま当面、維持するという考え方で書かせていただいております。先ほど申し上げたとおり、大幅に日数ベースで余ってくるという場合には、新たな活用方法を検討していくということとでございます。民間備蓄につきましては、これも先ほど申し上げたとおり、70日分をこれまでの需要見通しに掛けていくということとであります。さらに産油国共同備蓄でございますけれども、現在のタンク容量が170万キロリットルとございませうので、その半分程度ということと85万キロリットルを当面の参考値として示してございませう。

さらに米印の注で書いてございませうけれども、総理からアブダビの皇太子に、前回来日時に増

量しようということで提案し、合意をしてございますので、27年度にはその合意が実現しようということで、その増量を含んで27年度は増量してございます。28年度以降も当然、ふえる可能性がございますけれども、まだ、交渉などをしている状況にございませんので、当面、横置きで同じ数値で100万キロリットルで置かせていただいております。国家備蓄、産油国共同備蓄の合計値もご参考までにそこに示してございます。

ページをめくりまして5ページですが、5ページ以降はLPガスの備蓄総量や構成の考え方でございます。上の丸に書いてございますとおり、国家備蓄で輸入量の約40日分、民間備蓄で50日分の90日分程度を有することを目標とするというふうに書いてございます。資料は長く説明しませんが、国家備蓄の一つ目の丸のところでございますけれども、150万トンの国家備蓄基地の整備を終了いたしまして、現在、封入を進めている段階ということでございます。

ページをめくっていただいて6ページ目ですが、その考え方に従いまして、これも前回6月23日にお示した資料でございますけれども、LPガス備蓄目標につきましては国家備蓄として輸入量40日分を確保するとの考え方のもと、今後、数年間をかけて今、ご説明した基地の整備に伴いまして、150万トン体制の実現を目指していくということでございます。民間備蓄につきましては、50日という考え方に沿って将来的な需給見通しを踏まえて設定しました1日当たり輸入量に、備蓄義務日数を乗じて設定していくということでございます。

LPガスは国内生産がございますので、輸入量をベースに計算していくということでございます。それに沿って計算した数値がページをめくっていただいて7ページ目でございますが、国家備蓄につきましては今年度、95万2,000トンというところから始めまして、29年度には150万トンに伸ばしていくという数値でございます。国家備蓄目標について、その設定の考え方を下に記載させていただいてございます。平成25年度末の備蓄量実績は84万2,000トンというふうになってございます。この数値をもとに今後5年間の目標値を設定してございます。前回設定した目標値に比べて為替レートが円安傾向で推移いたしましたので、購入量を若干減らしたということで、目標値より少ない数値となったということでございます。

その下でございますけれども、平成26年度以降、今年度以降の目標設定といたしましては、そこに、①、②、③と書かせていただいておりますが、平成27年度以降、アメリカのシェールガスでございますとか、あるいはLPガス船の大型化が起こるとか、あるいはパナマ運河の拡張工事が起きるといったようなことが見込まれますので、平成27年度以降、LPガスの調達価格は低減するということであったり、あるいは④に示させていただいておりますが、毎年の調達量をより現実的な水準に見直していくということで、昨年度に設定いたしました28年度に150万トンという数字を1年後ろ倒して、29年度に150万トンという数値で設定させていただいて、27年度、28年度は

それに相応したカーブを描いているということでございます。民間備蓄につきましては先ほど申し上げたとおり、年間の需要量をもとに1日当たりの輸入量を設定いたしまして、それをベースに50日分を乗じて設定したということでもあります。

長くなりましたが、以上です。

○橘川分科会長・小委員長

ありがとうございました。

それでは、資料3に基づきます備蓄目標（案）についての事務局からのご説明に対しまして、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は例によって名札を立てていただけますでしょうか。増田委員、お願いします。

○増田委員

日本LPガス協会の増田です。LPガスの備蓄につきまして、2点コメントを申し上げさせていただきます。まず、備蓄目標（案）の提示がございました。6ページ、7ページに記載がありますが、国家備蓄の目標が昨年度と同様に150万トンまでの積み上げになっていることに対しまして、まずは協会として賛同の意を表明させていただきたいと思います。一方、150万トンの達成が昨年度の目標と比べまして1年先送りになっておりますので、この点につきましては、引き続き前倒しの150万トン達成につき、国としてご尽力いただければと思います。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今の件に関しては何か。

○山本石油流通課長

ただいまLPガスの備蓄目標についての150万トンをできるだけ早く達成をというご指示だと思いますけれども、7ページにお示しさせていただいたように、LPガスの調達をめぐる環境をもろもろ考えますと、27年度、28年度に厚くこれを確保しながら、150万トンの体制を無理なく行っていくという観点からすると、29年度がリーズナブルではないかということで、この考え方を示させていただいております。よって、今のご指摘についてはしっかり、これを受けとめながら、むしろ、7ページの目標をしっかり達成していくべく、力を尽くしてまいりたいと思いますので、また、日本LPガス協会にもご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

ほかにはいかがですか。それではよろしいですか。

②中間報告書（案）について

○橘川分科会長・小委員長

それでは、②の議題に移りたいと思います。中間報告書（案）について濱野政策課長からご説明をお願いいたします。

○濱野資源・燃料部政策課長

それでは、ご説明をさせていただきます。

中間報告書（案）につきましては、従来から何回かご議論いただいたことに加えまして、6月30日の合同会議において委員の先生方からさまざまご意見、ご指摘を頂戴したところでございます。それを踏まえまして報告書の全般にわたりまして加筆・修正をさせていただいております。また、こうした作業と合わせまして事務局において報告書の表現ぶり等をよりわかりやすく、丁寧にするという観点から、報告書（案）の全般にわたって改めてチェックを行ってございます。

これによりまして例えば後ほど順番にご説明しますが、「はじめに」のところでは全体の趣旨は変わりませんが、問題の所在や三つの政策の考え方、位置づけについてより考え方をクリアに表現できるよう文章整理をしておりますし、1ポツ、現状認識のところでございますが、（1）や（2）につきまして説明にファクツなどを追加をしたりしております。また、2ポツから5ポツの全般にわたりまして、本文をよりすっきりさせるべきところはすっきりさせる、また、何々が必要であると書いてあるようなところにつきまして、それがなぜ必要なのかについて丁寧にきちんと説明を加える、また、よりわかりやすくするために例示を入れる、ファクツを追加をする、また、より意味を通りやすくするために、必要に応じて文章や項目立ての順番を入れかえる等々といった形で、種々、作業を行わせていただいております。

また、6月30日の合同会議におきましては、ブランクにしておりました5ポツの（1）につきまして、6月30日にご報告を申し上げました調査報告、大臣告示案の話、その議論を踏まえまして新たに記述をしております。本日、その全体について細かくご説明をするということはいたしませんけれども、ポイントにつきまして順番にご説明をさせていただければと思っております。また、中間報告書（案）の概要についても先般、申し上げましたとおり、作成をさせていただいております。何分、いろいろ見直しを行いまして、紙数がだんだん多くなってございますけれども、しっかり書かせていただいておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして2ページ、「はじめに」でございますけれども、こちらの第1パラグラフでございますが、米国におけるシェール革命、ウクライナ問題をきっかけとした欧露関係や中露関係の変化、中東における不安定要因と紛争の増大、中国、インド、アジア諸国、

中東などでのエネルギー需要の増加等々、我が国のエネルギー安定供給確保を取り巻く情勢につきまして、世界のエネルギー情勢の変化ということで記載をさせていただいております。

また、2パラでございますが、安定供給の重要性、特に大震災以降の我が国の状況といたしまして、化石燃料依存度の増大、輸入価格の高騰とそれがマクロ経済に与えている深刻な状況について、改めて記載をさせていただいております。例えば東日本大震災以降、原子力発電所が停止している我が国は、化石燃料への依存、中東への依存度が進むとともに、燃料価格の高騰によって特に深刻な影響を受けている。エネルギー・原料価格の上昇は、競争力の低下や産業の海外移転を招くとともに、燃料輸入額の急増は大きな貿易赤字を生じさせている。今後もこうした状態が継続・悪化し、経常収支まで赤字に転落するようなことになれば、我が国の経済や通貨への信認は低下し、それがさらなる燃料コストの増大を招き、必要なエネルギーを持続的に確保することが経済的に困難な状況にも陥りかねないといった記述でございます。

また、3パラでございますが、緊急時に備えた国内のエネルギー供給構造の整備の必要性について記載をしております。2行目以降でございますけれども、今後の南海トラフ巨大地震などに関するデータが公表される中で、より厳しい災害が生じた際のインパクトを分析、評価して、それに備える必要性が高まっているというようなことを追加で記載をさせていただいております。

次のパラグラフでございますが、安定供給の担い手としての国内エネルギー企業の経営基盤の強化の必要について記載をさせていただいております。こうした記載を踏まえまして五つ目のパラでございますが、政策的課題を改めて整理をさせていただいております。資源・燃料政策における最大のテーマであるエネルギーの安定供給の確保に向け、海外からの資源確保に加え、価格の低廉化、災害対応能力の強化、国内産業基盤の確保を積極的に進めていく必要があるというふうに記載をさせていただいております。

これを受けまして従来と同様ですけれども、一番下のパラグラフで今後の資源・燃料政策の方向性について中間的に取りまとめたものであり、これに基づいて今後の具体的な政策の実施やさらなる検討につなげていくといったことを記載をしております。

ページを少し飛ばさせていただきまして、5ページをお開きをいただければと思いますが、真ん中のiii) 国際情勢の不安定化と燃料調達における地政学リスクの高まりでございます。この文章の下から4行目以降、「ロシアによるクリミア併合後」というところでございますけれども、中露の動向を記載すべきというご指摘を頂戴をいたしました。それを踏まえまして、ロシアはアジア諸国の中でもとりわけ中国との結びつきを強め、本年5月には両国間で天然ガスのパイプライン供給契約に合意した、こうした中露の結びつきの強まりもアジアにおける地政学や関連するリスクに影響を与える可能性があるということで、記載をさせていただいております。

また、6ページをごらんをいただきまして、i) エネルギー供給構造における高い化石燃料の中東依存、化石燃料依存割合の増加、エネルギーコストの上昇のところでございますが、こちらでも下から4行目以下をごらんをいただきまして、前回、石油の位置づけにつきまして原料価格の上昇にも影響しているという旨を記載すべきというご意見を頂戴いたしました。これを踏まえまして下から2行目以降でございますけれども、原料価格の上昇とも相まって我が国産業の海外移転を加速させ、雇用を喪失させる懸念も増大しているということで、企業や家計の負担を増大させるだけでなくということで、こうした記述を追加をさせていただいてございます。

さらに7ページをお開きをいただきまして、一番上のパラグラフの上から5行目でございますけれども、前回、公平・公正な市場競争を進めるために競争関係のイコールフットィングについて記載をいただきたいというご指摘を頂戴いたしました。これを踏まえまして5行目の右側以降ですけれども、エネルギー市場の公正・公平な競争環境を整備するということを記載をさせていただいております。

また、8ページでございますけれども、(1) i) エネルギー政策の基本的考え方の確認というところでございます。ここにつきましては、6月30日のバージョンでは、3E+S、国際的視点、経済成長の視点について三つの視点の概要を本文中に書き込んでおりましたけれども、これをエネルギー基本計画を引用する形で枠囲いで囲みまして、本文のほうをすっきりさせていただいております。また、国際的視点、経済成長の視点と合わせて技術開発の重要性についてご指摘を頂戴いたしました。これを踏まえまして全体を貫くエネルギー政策の基本的な考え方を記載しているこの箇所に、戦略的な技術開発の推進ということを記載をさせていただいております。

それから、9ページをお開きいただきまして、ここにii) 資源・燃料政策の三つの課題と政府の役割というふうに書かせていただいておりますが、6月30日にご審議いただいたバージョンでは、ii)として記載をしておりました柔軟なエネルギー需給構造の構築の必要性でありますとか、エネルギーセキュリティの評価軸・フォーミュラのあり方、この部分を意味のつながりの観点から、後記、11ページにあります(2) 海外からのエネルギー資源供給の不確実性への対応のところへ移動させました。これに伴いまして三つの課題と政策の役割の部分がもともとiii)と位置づけられていたところが、ii)に繰り上がるという形になっております。また、ここの柱書きにつきましても少し丁寧に書かせていただいております。

1ページおめくりいただきまして11ページでございます。(2) 海外からのエネルギー資源供給の不確実性への対応(総論)というところでございますが、(2)の2番目のパラグラフ、「エネルギー基本計画に記載されている通り」というところから始まって下の枠囲み、ここまでの部分ですけれども、今、申し上げましたように前の(1)のii)からこちらのほうへ移動させて

いただいております。

また、枠囲いの下、3パラ、4パラでございますが、現在の調達段階、利用段階における云々、それから、その下のパラ、調達段階と利用段階の両段階において、この部分でございますが、次のページに書いております青と赤の二つのマトリックスから読み取れる内容を説明書きとして追加をしました。6月30日のバージョンにおいてはマトリックスはございましたけれども、その説明部分がございますので、加えたということでございます。これが1月の分科会でご説明をした資料と同様の内容でございます。全部の説明はしませんけれども、例えば調達段階では石油の割合が最大であること、石油やLPガスは地政学的リスクの高い中東からの供給に大きく依存していること等々、1月の説明の中身を書かせていただいております。

12ページでございますが、エネルギーセキュリティの評価軸・フォーミュラのあり方ということで、ただいま申し上げましたように2の(1) ii に記載をしていたこの部分を全体の流れを考えて、こちらのほうに移動させていただいております。

それから、13ページをお開きをいただきまして、一番上の行、それから6行目に「例えば」という記述がございますけれども、こちらも従来からの説明に例えばということで例示を入れさせていただいております。ここに限らず、必要に応じてさまざまな箇所と同じような作業をさせていただいております。

また、ii) 各燃料種のリスク低減の基本的考え方の三つ目のパラ、「また」以降でございますけれども、こちらでも供給源の多角化、それと資源外交、それから上流権益の確保の三つの関係がちゃんとわかるように、丁寧に説明を書かせていただいております。申し上げますと、同じ国・地域から調達する場合であっても、当該相手国との関係が良好であれば、その国で何らかのリスクが顕在化しても他国より優先的に供給を受けられる可能性が高まる、さらにその国からの輸入が上流権益を有している鉱区からのものであれば、さらに供給継続の可能性が高まる、このため、今までの上からの流れでありますと、供給源の多角化の取り組みに合わせて資源外交の積極的な展開によって資源産出国との関係を強化すること、また、我が国企業の上流権益の新規取得や権益延長を促進し、自主開発比率を向上させていくことを進めるといったような形で、よりわかりやすく整理をさせていただいております。

それから、15ページをお開きをいただきまして、適宜、飛ばし飛ばしやらさせていただきますけれども、下のほうに(4) エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築(総論)とございます。これは6月30日のバージョンではもうちょっと書き込んでおりましたけれども、ご案内のとおり、3ポツ、4ポツ、5ポツで具体的な各論を書いていることとの関係で、若干、重複もあるものですから、表現ぶりを簡潔によりすっきりさせていただいております。

それから、16ページ、(1)のi)石油の調達リスクの低減のところでございますが、まず1ポツ目で原油については云々という説明でございます。これはファクツとして説明を追加をさせていただいております。また、2番目のポツの4行目にメキシコというのを追加をしております、その上で5番目のポツといたしまして、メキシコについての記述を追加をいたしております。メキシコでは現在、エネルギー改革が進められており、石油・ガス権益が外資を含む民間企業へ開放される見込みである、今後、決定される制度の具体的内容等に応じて、我が国企業の参画を資源外交やリスクマネー供給を通じて後押ししていくことが重要であるというふうに記載をさせていただいております。また、一番下のパラグラフでございます。一番下のポツでございますけれども、こちらのところに非在来型資源の開発を整理をさせていただいております。

それから、1枚おめくりをいただきまして17ページでございますが、資源外交／上流権益の獲得(自主開発比率の向上)というところでいろいろ書いて、説明を追加したところもありますけれども、特に5番目のポツといたしまして技術開発について追加的に記載をさせていただいております。

また、18ページの一番上に調達価格の低減、資源外交とございますけれども、後ほど22ページのところで天然ガスの調達価格の低減について記載させていただいておりますけれども、これとの関係もあって、石油についての調達価格の低減に向けた取り組みについて記述を追加的にさせていただいております。中身については1番目のポツの下から3行目以降でありますけれども、供給余力のある産油国に対して、需要に応じた供給力の確保を働きかけていくとともに、我が国としても我が国企業による上流投資を促進し、世界的な供給力確保に貢献していくといったようなこと、それから、次のポツでありますけれども、日本国内での省エネに加えまして、アジア諸国、中東産油国に対して省エネとか再エネの導入を支援するといったような取り組みを追加で記載をさせていただいております。

それから、20ページをごらんをいただきまして、こちら下から2番目のポツでございますけれども、メキシコについても位置づけるべきというご指摘を踏まえまして、メキシコについて記載をさせていただいております。また、一番下のポツでございますけれども、非在来型資源についてここに整理をさせていただいております。その際、前回6月30日にCO₂の濃度が高いとの理由で開発されていないガス田について記載すべきというご意見を賜りました。これを踏まえまして③でございますけれども、高濃度のCO₂を含有するガス田ということで記載を追加的にさせていただいております。

それから、23ページをお開きをいただければと思いますけれども、23ページの一番上のポツでございますけれども、包括的アライアンス等による共同調達の例といたしまして、東京電力の取

り組みを記述させていただいてございます。

また、その下の柔軟なガス市場の促進の三つ目のポツでございます、仕向地条項を緩和するような契約が出てきているというようなことをファクツとして追加で説明を書かせていただいております。さらに24ページでございますけれども、上から3行目、一番上のポツのところでございますが、当省商務流通保安グループにおきましてLNG先物市場の創設に向けたステップとして、LNG店頭取引の環境整備を進めてございますので、それをファクツとして記載をさせていただいております。

また、その下、枯渇ガス田を活用した地下貯蔵の可能性というところでございますけれども、6月30日に天然ガスの備蓄のところ、後に35ページに出てまいりますけれども、枯渇ガス田を活用した地下貯蔵についてコメントを頂戴いたしました。後の35ページでも出てまいりますけれども、ここで季節間の価格差を利用したLNG調達コストの低減という観点から、記載を追加をさせていただいてございます。

それから、31ページをお開きいただければと思いますけれども、上からの二つ目のポツの6行目から7行目、IEAの関与も促しつつ、我が国としてリーダーシップをとって検討していくべきであるというような記述を追加をさせていただいてございますが、これは前回のアジアワイドの備蓄体制はいい視点であると、その際、IEAのワールドワイドの仕組みに日本が中心となって、いかにリンクさせていくかが重要であるというご指摘を頂戴いたしました。これを踏まえて追加をさせていただいております。

さらに32ページの一番下のポツ、下から2行目、ここから始まって33ページのLPガスの直前までの部分でございますけれども、優先供給の考え方について前回はございませんでしたけれども、例示を挙げさせていただいてございます。例えば国民生活への影響を最小限に抑えるという観点に立って、優先供給の考え方を挙げるとすればということで33ページの上でございますけれども、枠囲いでございますが、物流への燃料供給は人流への燃料供給に優先する、消費財製造施設は娯楽施設に優先する、公共交通は自家用車両に優先する、医療機関はその他の機関に優先するといった事例が考えられるということで書かせていただいております。

当然のことでございますけれども、「しかしながら」というところで、優先供給の実際の適用は画一的判断によるのではなく、個々のケースによって異なるものであり、その都度、実際の状況を踏まえ検証すべきものであるという旨を記載をさせていただきます。また、その3行下の右のほうでございますけれども、得られた優先順位の考え方について日ごろから広く国民の理解、認識の共有を図ることは、燃料供給における混乱を最小限に抑えるのに資すると考えられるといったような記述を追加させていただいております。

それから、35ページをお開きをいただきまして先ほど申し上げましたけれども、備蓄に関する論点のところでございますが、2番目のポツといたしまして前回、天然ガスシフト基盤整備専門委員会の報告書の中で、枯渇ガス田の活用についても法整備の検討が記載されているので、そういった内容を記載していただきたいというご指摘を頂戴いたしました。これを踏まえて2番目のポツに記載を追加をさせていただいております。

それから、36ページ、これから国内の災害に備えたエネルギー需給体制の構築の各論に入るわけでございますけれども、真ん中あたりに中核SSの整備というところがございます。これは全体をよりわかりやすくするという観点から、もともと、4の(2)にございました記載をこちら側の前に移しまして、これに元売からの優先供給、石油製品の備蓄、自治体との連携等、全体をまとめて記載をさせていただいております。

それから、37ページでございますけれども、一番上、迅速な対応のための体制整備でございます。この1番目のポツの3行目、「一方で」というところ以降で、山梨県を中心とした豪雪時のオペレーションで具体的に直面した課題について記載をしております。一方で、例えば中核SSが存在していない地域のSSの稼働・在庫状況の把握に際して云々というところで、結果的にSS1軒1軒に電話して確認せざるを得なかったなど、今後、起こり得る広域大規模災害を想定した事前の情報収集体制のあり方については、課題が残ったというふうに記載をさせていただいております。こうしたところを踏まえまして、2番目のポツの3行目の右側以降でございますけれども、今後のシステムや体制の整備についてより具体的に方向性を記述しております。既存の石油連盟のシステムを活用しつつ、より網羅的かつ精密に地域のSSの稼働状況や在庫状況を把握するシステムや体制の整備を行う、具体的には等々の記載でございます。

それから、39ページをお開きをいただきまして、上のほうにあります四角の枠囲いの中でございます。これはもともと6月30日のバージョンにも優先順位の考え方を例示をさせていただいておりますけれども、その例示に4番目として集団避難所の役割を果たす公共施設への燃料供給は、その他の公共施設への燃料供給に優先をすると、こういう事例を一つ追加をさせていただいております。当然、その下のポツでございます、先ほどと同じようなものがございますけれども、優先順位の考え方は自明のものとしてあるのではなく、災害発生場所、時期、被害の程度等、さまざまな要因によって異なるものであり、その都度、実際の状況を踏まえ、検証すべきものであるということ、それから、日ごろから広く国民の理解、認識の共有を図ることは、危機時の円滑な燃料供給に資すると考えられるといったようなことを記載をさせていただいております。

それから、同じ39ページの下の方、ii) LPガスのところがございますけれども、この下から3行目、需要家側の自衛的備蓄の推進のところがございますけれども、石油の記載ぶりも参考に

いたしまして記載の中身をより充実させていただいております。

それから、40ページでございます。緊急時の優先供給・需要抑制の考え方のところでございますけれども、この下の四角の枠囲いのところ、優先供給の考え方の事例、これは6月30日にはございませんでしたけれども、例えば以下のような事例を関係者間で整理していく必要があるということで、事例を追加をさせていただいております。避難所はその他に優先する、中核充填所は一般充填所に優先するというようなことでございます。

また、その下のiii)天然ガスでございますけれども、もともと、このところの一番上にガス導管の耐震化というところを記述してございましたけれども、ガス導管の耐震化につきましては後述をいたします(2)のハード対策のところ、具体的には47ページに移動させていただいております。全体のつながりとの関係での移動でございます。中身は変わってございません。

42ページをお開きをいただきまして、ここから(2)ということでハード対策について記載しているところでございますが、i)石油のところの製油所・油槽所の強靱化のところでございます。この1番目のポツと2番目のポツの記述でございますけれども、先般、ご説明を申し上げました総点検、これを行うに至った問題意識をきちんと記載をするということで、記載をさせていただいております。また、その下の3番目と4番目のポツ、「このため」、それから4番目、「特に」のこの部分でございますけれども、総点検というものがあえて現行法令の要求水準を超えたりリスク評価を行ったものであるという趣旨をもともと6月30日のバージョンでは、小さい字で注書きで書いてございましたけれども、本文の中に書き込んだという形にしております。

それから、しばらく飛ばさせていただいて58ページをお開きをいただければと存じます。こちら側の5ポツの(1)でございますけれども、6月30日の段階では空白になっていたところでございます。ここに全体に通ずる基本認識を柱書きとして記述することと合わせまして、そこに引き続いて産業競争力強化法第50条に基づく調査報告、あるいはエネルギー需給構造高度化法に基づく告示の全般、説明を申し上げたエッセンスなんかを記述しております。この部分が68ページまで続くという構造であります。

この5ポツの(1)のご説明を申し上げますと、まず、柱書きでございますけれども、国際競争力強化と総合エネルギー企業化というところで、近年、石油会社の利益率は低迷を続けている、今後も国内石油需給は減少することが見込まれており、国内石油製品市場だけをターゲットとしていけば、国内安定供給は困難となる事態も懸念される、こうした状況を回避するためには、事業再構築や高効率化による利益体質の改善にとどまらず、アジアなどの成長市場・成長分野への直接投資や製品輸出、収益性の高い上流や石油化学などの分野への進出の加速が必要となる、これを可能とするためには、国際競争をも勝ち抜けるような経営基盤や投資体力を持つ必要があり、

そのためにも石油事業の再編・統合を含む収益性の改善、体力強化が不可欠となってきた、言うまでもなく、これらの改革は個々の事業者が主体的に判断して行うものであり、みずからのビジネスや強みと親和性の高い分野を明確にして、人材を含めた経営資源を最大限、生かせる方法を模索していくことが鍵となる等々と記載をさせていただいております。

総合エネルギー企業に変貌していくということも、視野に入れるというものを記載させていただいております。この中で、今、申し上げましたけれども、人材育成の重要性等についてご指摘がございましたので、そういったところもこの中で明確にさせていただきます。

この柱書きに引き続きまして、次に i) 石油精製業の国際競争力強化ということでございますけれども、若干、68ページまで全体が長くなってございますので、構成の全体像をまず申し上げますと、i の石油精製業の国際競争力強化につきましては、小項目として①から④までございます。①が石油精製業の現状と課題、その次は②といたしまして、その中でも特に石油精製業の国際競争力強化に向けた課題ということで、61ページ以降で整理をしております。さらに②を踏まえて、③として石油精製業の国際競争力強化に向けて、追加的に進めるべきことということを64ページに記載をさせていただいております。こういった形で整理してございます。その後に④といたしまして、もともと、6月30日のバージョンにも記載をしておりましたLPガスの国際展開について石油と同様の考え方に立ちつつ、6月30日より厚みを持った記述とさせていただいております。そして、最後に i の石油精製業の国際競争力強化、これに並ぶ項目として ii というところで、総合エネルギー企業化というのを67ページから68ページにかけて記載している。これが全体の構造になってございます。

若干長いので全体を捉え切れないかもしれないと思いますので説明をさせていただきました。なお、ただいま申し上げましたようにLPガスの国際展開につきましては、同じ国際展開というくくりで整理をして、i の中の④に位置づけさせていただいているということで、ご了承を賜ればと思います。

そこで、i の①石油精製業の現状と課題といたしまして、大きく二つに整理をさせていただきます。59ページに移っていただければと思います。59ページの下のほうでございますけれども、一つ目はアとして製油所の生産性向上等を通じた「生産コストの低減」ということでございます。ここににつきまして下から2行目でございますけれども、戦略的な原油調達による原油コスト低減や製油所の生産性向上による操業コスト低減、副産物収益向上といった取り組みをさらに推進する必要があるということに記載をさせていただいております。

また、二つ目の課題といたしまして60ページ、イでございますけれども、卸売価格の適正化というところでございます。ここで1番目のポツでございますけれども、2013年度を通じ、各石油

精製業者が用いている指標価格が実際の市場取引価格より低く設定され、そのため、精製コストを十分に卸価格に反映できず、石油精製業者の精製マージンが悪化し、減収を招いたとされるというようなことを記述した上で、その背景といったところを記述させていただいておりますが、61ページにお移りをいただきまして2番目のポツの下から2行目でございますけれども、我が国石油精製業全体としては現在の精製能力が維持されると、再び大きな「過剰精製能力」を有する状態になると考えられるという旨を記載をしております。

次に、②で石油精製業の国際競争力強化に向けた課題といたしまして、まず、ア) 製油所の生産性向上、具体的にはここにありますが、過剰精製能力の解消、具体的に需要に見合った生産体制の構築、さらにその次、統合運営による設備最適化、ここにつきましてはコンビナート内外の製油所同士の大胆な統合・一体運営を進めることが必要であるといったようなこと、それから、石化工場等も含めた組み合わせによる統合・一体運営など、さまざまな形での事業再編を進める必要があるといったようなご意見を踏まえまして、こういったところの記述もしてございます。さらにその下、高付加価値化、具体的には残油処理能力の向上、石油化学品等特率の向上が必要であることといったこととでございます。また、62ページにお移りをいただきまして、設備稼働率を支える稼働信頼性（設備保全）の向上が必要であるということ、さらに63ページにお移りをいただきまして一番上でございますが、エネルギー効率の改善が必要であるということ、こういったことを記述をさせていただいております。

さらに今、申し上げました生産性向上に加えて、イとして戦略的な原油調達、ウとして公正・透明な価格決定メカニズム等の構築、さらに64ページにお移りをいただきましてエでございませけれども、海外事業等の充実による国際的な「総合エネルギー企業」への成長の重要性といったところを記載をしております。

次に③でございますけれども、石油精製業の国際競争力強化に向けて進めるべきことということで、上記②を踏まえつつ、追加的に石油精製業の国際競争力強化に向けて進めるべきことを記載すると以下のとおりであるということで、まず、アとしてこれまでご議論いただきましたエネルギー供給構造高度化法の新たな判断基準の策定と運用について、これまでのエッセンスを書かせていただいております。

1番目のポツの2行目でございますが、新たな判断基準（告示）を以下の方向性で策定すべきであるということで、その2行下でございますけれども、原油等の有効利用を促進するべく、新たな判断基準では「残油処理装置」の装備率の向上を目指すべきであるということ、それから、一番下のポツでございますけれども、2014年3月31日時点で我が国の石油精製業全体の残油処理装置の装備率は45%程度であり、この装備率を50%程度まで向上させることを目指すということ、

さらにその下の行でありますけれども、各社が全て常圧蒸留装置の能力削減で対応した場合、日本全体としては現在の約395万BDの精製能力から、約40万BDの能力が削減されるということ、これは今後の需要見通しに照らした国内需給ギャップにかんがみ、適切な水準であるという記述をしております。

また、1ページおめくりをいただきまして65ページでございますけれども、一番上でございます。最終目標達成期限は2017年3月31日とするが、石油精製業者は段階的な取り組みも含め、可及的速やかな目標達成に取り組むということ、それから、3行目以降でございますけれども、「設備最適化の具体的計画」に加えて基盤となる「事業再編の方針」もあわせて策定・届出すること、各社は必要に応じて内容見直しを行いつつ、取り組み状況について設備最適化の目標達成状況とともに、定期的に経産大臣に報告するといったようなことでございます。

また、三つ目のポツといたしまして、高効率な石油精製設備等への集約・増強、それから、非効率設備の廃棄等の事業再編を石油精製事業者等がみずからの判断で実施することが期待されるということ、こういったところを後押しするためにも、①、②といったような形で企業連携に対応する措置を導入すべきであるというような記載をしております。

さらに四つ目のポツといたしまして、製油所の再編に伴う雇用の確保でございますとか、地域経済の維持についてコメントを頂戴してございます。これを踏まえまして一番下のポツの「また」以下でございますけれども、製油所等の石油コンビナートは立地地域の雇用を支え、地域社会の中核的な存在である、このため、製油所等の事業再編を通じた石油産業の構造改善は、各事業者が立地地域における雇用や経済に十分配慮した計画のもとで進められるべきであるというような記述をしております。

次に、高度化法の告示以外にも図の下でございますが、イとして設備の稼働信頼性向上に向けた設備保全対策の推進というのを記載させていただいてございますが、これは資源エネルギー庁が2012年12月から2013年3月にかけて、任意に抽出をしました五つの製油所の実地調査を行っております。これを通じて明らかになった課題につきまして、総合的な対策を官民連携で進めていくべきであるという問題意識のもとで書いております。aとして設備管理の課題への対応、それから、66ページにお移りをいただきまして一番上でございますけれども、情報や先例の利活用の課題への対応、さらにその下、cといたしまして人材育成システムの課題への対応ということでございます。

最後に、ウとして技術開発の推進について記載をさせていただいてございます。ここにつきまして前回、ペトロイオミクス以外の技術開発も考えてほしいというご意見、また、自動車等、他の産業と連携して研究開発を進めていただきたいというご意見を頂戴をしております。これを踏

まえましてこの2番目のポツでございますけれども、今後、特に①原油一単位当たりの高付加価値製品の特率向上といった「石油のノーブル・ユース」や、②設備の安定した高稼働を支える「稼働信頼性の向上」、さらには③今後のアジア諸国等での海外製油所事業を展開する上での「強み」を育てるという観点も踏まえ、重要課題を絞り込んだ上で、官民協同で技術開発を進める必要があるというようなことを記載しておりますし、その2行下でございますけれども、各社における将来に向けた経営戦略と技術開発戦略の一体的検討を踏まえて、自動車等の関連業界との連携も含め、官民協調で進めるべき今後の研究開発分野を検討する必要があるということで記載をさせていただいております。また、その下、④LPガス産業の国際展開につきまして記述をより充実させていただいております。

続いて67ページでございますけれども、ii) 総合エネルギー企業化について記述をさせていただきます。1番目のポツについては先ほど申し上げましたような基本的な考え方を記載をさせていただきます。その中で3番目、グラフの下のところのポツでございますけれども、精製業だけではなくて上流開発も含めた一体的な海外展開の検討が必要であるということ、それから、海外展開についての政府のコミットメントが必要であるということ、また、プロジェクト・ファイナンスの支援の必要性についてご指摘を賜りましたので、これを踏まえまして下から2番目のポツ、それから、3番目のポツで所与の記載をさせていただいております。

それから、引き続きまして68ページ、ここからが地域の生活・経済の担い手としての事業ということで、SS、LPガス充填所、下流のお話でございますけれども、文言を加筆・修正をしたり、あるいは順番を入れかえたりして、よりわかりやすくするようにさせていただきます。その中で、特に2番目のところでございますけれども、石油販売業が直面する市場構造というところに記載をさせていただきますが、1番目のポツでございます。小売価格の多くの部分を原油コストや税が示しているというファクトをご指摘を踏まえて記載をしております。

また、流通マージンについて再投資の原資を確保するといったような趣旨の内容を記載いただきたいというご指摘も頂戴しております。これを踏まえまして2番目のポツでございますけれども、2行目以下、単に販売量の拡大を目指して価格競争を行うのではなく、健全な競争の枠組みのもとで多様なビジネスモデルが競い合いつつ、適正なマージンを確保して産業全体としての収益性を維持・向上させて、必要な再投資を行うことが求められているという旨を記載をさせていただいております。

それから、69ページでございますけれども、新しいビジネスの可能性ということで水素供給のあり方のところでございます。前回、水素について2020年のオリンピックという契機もあり、多目的なSSのあり方、地域の特性を生かしたSSのあり方という視点で書いていただきたいというご

指摘を頂戴いたしました。ここを踏まえまして下から4行目以下でございますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会での燃料電池バスなどの利活用などを掲げている、今後、こうした対策の進捗状況、普及状況などを考慮しつつ、石油販売事業者の役割について中長期的な視点で検討していくというふうに記載をさせていただいております。

71ページでございますけれども、(3)で公正・透明な市場形成のところのi)石油流通構造の透明化と公正な取引条件の設定のところでございます。そこで、公正・透明な市場形成の重要性についてまず考え方を整理をさせていただいておりますけれども、このポツの下から2行目以下でございますけれども、公平かつ透明な市場構造については税体系等について正しく消費者、国民に情報を伝えることが重要というご指摘を賜っております。それを踏まえまして下から2行目、「また」以下でございますけれども、その前提として事業者が消費者に対し、石油製品に課税される税等の正確な情報を伝えることも重要であるということを明記させていただいております。

ということで、76ページ、「最後に」というところに移らせていただきますけれども、橘川分科会長のご指摘を踏まえまして、環境変化というものは厳しいものであるけれども、こうした変化が大きなチャンスを提供していると捉えることも可能であるという考え方に基づいて、大幅に加筆をさせていただいております。1番目のパラでございます。2行目以下でございますけれども、国内外の環境変化は資源の安定的な確保・調達、災害時に備えた体制構築、担い手となる産業の事業基盤強化のいずれの達成においても、厳しいものであることは間違いないと。

しかしながらと、見方を変えれば、こうした環境変化は資源・燃料政策がかかわる分野における大きなチャンスをもたらしていると捉えることも可能である。国際情勢の変化や東日本大震災後の我が国の電力構成の変化は、コストの低減策、国内資源開発などを含めて、戦略を構築し直す契機を生み出している。また、震災や豪雪など災害の経験、これは災害時の緊急的な燃料の供給体制の検討をより実質的な、実践的なものとし、さらに従来、想定外であったような事態を一部想定範囲に入れながら、より強靱な仕組みをつくっていく流れを生み出したと。さらに国内需要が一層減少し、国内市場だけに目を向けた過当競争が進めば利益も生まれず、持続性も期待できないという厳しい状況は、それぞれの事業者がそれぞれの強みを生かして国際的にも競争できるような力をつけて海外市場に目を向け、また、個々の事業者だけではなく、事業者間での連携による取り組みに向けた背中を押している。単一の成功の方程式はないが、それぞれの事業者が厳しい経営環境の中でスピード感を持った経営判断を行い、みずからの個性を生かした成長戦略を模索し、飛躍を果たしていくチャンスが訪れていると考えることもできるという形で整理をさせていただきました。その上で、政府としても向こう数年間の間に集中的にあらゆる政策

手段を動員をして、環境整備を行うことによってスピーディな対応を促していくということで、前向きな対応として書かせていただいております。

以上、全体の分量が長うございまして、時間を食って申しわけございませんでしたが、6月30日までのご意見等を踏まえまして、いろいろと全体的に修正を施させていただきましたので、その一部といたしますか、大体、大どころは尽きていますけれども、ご紹介をさせていただいた次第でございます。また、説明は割愛させていただきますけれども、中間報告書（案）の概要という形で全体をより俯瞰しやすいように、資料もつくらせていただきました。

以上でご説明を終了させていただきます。

○橘川分科会長・小委員長

どうもありがとうございました。

それでは、濱野政策課長からのご説明を踏まえまして、この中間報告（案）についてのご意見、ご質問を賜りたいと思います。例によって名札を立てていただければ、順次、ご指名させていただきます。いかがでしょうか。では、木村委員、お願いいたします。

○木村委員

石油連盟の木村でございます。中間報告ということで、全体を取りまとめてあるということでございますので、全体を含めて感想等を含めながらコメントさせていただきたいと思っております。少しロングレンジのいろんな思いも入ってくるかと思っておりますけれども、石油政策という流れからいたしますと、古くは52年前になるわけですけれども、石油業法がつくられて、そこから始まって、それ以降、石油に関しましては2度にわたる石油危機を踏まえて、これまでさまざまな施策が展開されてきたというのは、皆さん、ご存じのとおりだと思います。

それ以降、関係者の努力によりまして安定供給が実現していく過程において、石油産業の自由化が徐々に進められ、2001年には石油業法が廃止されて以降、国のエネルギー政策の中で石油産業をこれほど大きく取り上げることはなかったということで、石油業法が廃止されて以降、石油ということに対する注目が比較的薄くなってきているのが現状、しばらく続いたのではないかと理解しているところでございます。

そういう状況の中で、3年前の東日本大震災の教訓といたしまして、我が国の経済社会にとって石油は必要不可欠なエネルギーであるということが国民各層に広く認識されたということは、皆さん、ご存じのとおりだと思います。その状況を踏まえまして、政府としてこの分科会において石油の重要性と安定供給確保のための個別具体的な施策について検討がされてきたわけでございます。その中で、私ども石油業界の意見もいろんな形で発言させていただきました。それをいろんなところで斟酌していただき、この報告書の中におきまして石油というものが幅広く、深く、

かつ総合的に取りまとめられたということで非常にうれしく思っていますし、この内容については高く評価しているところでございます。

一方、石油は需要が減少するというので、減る減るといふふうに言われているわけですが、橘川委員長からの話にもありましたとおり、減るんじゃないかと、まだまだ、こんなにたくさんあるんだという意識を持っていたらどうだということも言われております。そういう意味で、石油の利用、用途の広さ、利便性の高さから、今後とも我が国の一エネルギーの大宗を占め続けるということは、間違いないという自信を持つ必要があるということもいろんな席で言われておりますので、私も全くそのとおりだといふふうに思っています。

その国民、経済・社会に不可欠な石油の安定供給を図るといふ観点から、セキュリティの確保が最重要課題であることは言うまでもないといふふうに思っています。そういう意味のセキュリティの確保という意味からして、石油備蓄を始め製油所からSSまでの石油のサプライチェーンの強靱化対策を政府、企業のみならず、ユーザーまで含めて検討していく必要があります。そして、それぞれが責任と役割を分担し、連携して取り組んでいくことの必要性がこの報告書の中にはまとめられていると感じています。非常によい方向と考えております。

そういう中であって、石油供給の根幹を担う私ども精製元売業界の役割は極めて大きいと痛感しているところでございます。これを全うするために我々業界みずから国際競争力を強化し、経営基盤の強化に努め、総合エネルギー産業化とか、いろんな議論があるわけですが、確固たる産業になることが重要であるということでもあります。そういう意味で、我々に課せられている使命の重要性に身の引き締まる思いであります。そういう意味で、石油業界を挙げてこの使命を果たすため、今後とも全力を挙げてまいります。政府におかれましても環境整備をお願いしますとともに、関係の皆様方のご理解、ご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

こういう形で長期間にわたって、この分科会でご検討された経済産業省、関係者の皆さんのご尽力に深く感謝いたしますとともに、この報告書に対しては非常に高い評価と同時に、よい方向だといふふうに理解しているということを一言、申し上げたいと思います。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

どうもありがとうございました。

内藤代理、お願ひいたします。

○北嶋オブザーバー（内藤代理）

本日は北嶋会長の代理として前回に引き続き発言をさせていただきます。7ページの上から5行目の中ほどに、エネルギー市場の公正・公平な競争環境を整備するという文言を追加していた

だきまして、まことにありがとうございます。この部分はLP販売事業者と都市ガス事業者のイコールフットイングを図るために、いわゆる公益特権等の優遇措置の見直しを進めていただけるといふ趣旨であると理解しております。私どもLP販売事業者は既に自由競争下で事業を行っておりますが、今後、ガスシステム改革によって大手都市ガス会社や新規参入してまいります電力会社などと直接競争することになりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。今回の件について、私どもとしては大変感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

豊田委員、お願いいたします。

○豊田委員

ありがとうございます。報告書は総合的かつきめ細かく、加えて内外の対策をダイナミックに入れ込んでおられて、例えばアジアワイドのセキュリティとか、そういう内外の対応をダイナミックに結びつけたところは、非常にすばらしいというふうに評価したいと思います。

3点だけ申し上げたいんですけども、1点はページ18から24にかけて調達価格低減のための交渉力についてです。石油のみならず、いろいろなものについて触れておられる。これはまさに正鵠を得ているんですけども、交渉力を強化するという意味において非常に重要なのは、原子力の再稼働ということだと思います。これはもちろん、資源・燃料分科会の報告書であることはわかっているんですけども、だからこそ、そういうものも触れたほうがいいんじゃないかというのが1点でございます。まさに交渉力を強化するということに、より広い視点を入れておかれるとよろしいのかなと思います。

もう一つは自主開発比率の向上という表現がございますけれども、自主開発比率はどこかで決めていただく必要があるんじゃないかと思います。恐らくエネルギーミックスをお決めになるときに考えられるのかなというふうには思うんですが、その準備をしていただくのか、あるいはそういうことをするというところについての言及をしていただくのか、何らかの方向性を出していただくことは必要なのかなと思います。

最後は報告書の早期英語化ということだと思います。冒頭に申し上げましたように、今回の報告書は石油産業の海外展開のこともしっかり書いておられるし、アジアワイドのセキュリティのこともしっかり書いておられるので、むしろ、海外の方にも読んでいただく必要があるのかなというふうに思います。まず、概要が先ということであれば概要のところそこにややデフォルメして書き入れるのはどうしてでしょうか。海外のところはほとんど落ちた概要になっていますが、概要を先に書かれるのなら、その辺を少し強調した形でなされるといいのかなと思います。率直

に言って、今、日本のエネルギー政策は海外から大きく注目されていると思います。これは実は電力や再生エネルギーだけじゃなく、資源燃料分野においても同じだというふうに思いますので、その早期英語化ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

村上代理、お願いします。

○石垣委員（村上代理）

それでは、失礼いたします。これまで三重県、石垣副知事が出席をさせていただいておりますが、私が本日、代理で出席をさせていただきました。これまで特に中核SSにおける地下タンクの製品備蓄推進事業における県負担の廃止でございますとか、特に三重県は南海トラフ地震に備えた港湾の強靱化、それと三重県の特異性かも知れませんが、太平洋側と日本海側を結ぶエネルギーインフラ、特に天然ガスのパイプラインでございますけれども、その整備、過疎SS問題への支援等々、ご意見を申し上げてきたところでございます。今日も地方自治体の立場としてお話を2点ほどさせていただきたいと思います。

1点は御礼でございます。中間報告にもこれまで副知事が申しあげました件については数多く盛り込みをいただきまして、まことにありがとうございます。その中で、ページ64から65に記載をさせていただきますエネルギー供給構造高度化法の新たな告示の策定と運用につきまして、石油業界の業績の悪化の中、競争力強化のため、残油処理装置の整備率の向上でございますとか、事業再編を進めていくことについて理解をさせていただいているところでございます。一方、石油コンビナートは地域経済や雇用を支える重要な役割を担っているということございまして、コンビナートを構成している企業が資源等の融通やインフラの共有など、相互に密接な関係を築いていることはもとより、コンビナートの連携体制の中で各社の経営戦略が構築されていることから、製油所の規模縮小でございますとか、統廃合が進めば周辺企業への影響も大きく、結果的に自治体の雇用問題でございますとか、地域経済への影響が出てくるということにもつながりかねないということでございます。

特にP65でございますけれども、こちらのほうの図の上のポツのところでございますけれども、真ん中ほどでございます。製油所等の石油コンビナートは立地地域の雇用を支え、その地域社会の中核的な存在である、このため、製油所等の事業再編を通じた石油産業の構造改善は、各事業者が立地地域における雇用や経済に十分配慮した計画のもとで進められるべきであるという、こういう表現を挿入をしていただいたということについては、深く御礼を申し上げたいというふうに考えてございます。

もう1点は要望でございます。45ページでございます。南海トラフの関係でございますけれども、災害時に備えましたエネルギー供給体制の構築に関して、石油供給インフラの強靱化を進めると記載されていることに非常に心強く感じているところでございます。その上で、前回の会合でも副知事から申し上げているところでございますが、巨大地震等に備えて海岸保全施設の耐震化を進めることについて、国を挙げての支援をお願いをしたいというふうに考えてございます。また、四日市のコンビナートの中には民有の港湾施設もございます。海岸保全施設のいずれについてもできれば自治体が実施するような海岸保全施設と同程度の支援をお願いをしたいというふうに考えてございます。つきましては、国土交通省が所管をする分野であると承知をしてございますけれども、活動SS対策での地域政策を担当する省庁との連携と同様に、経済産業省と国土交通省が連携して支援に取り組む旨の記載をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

日高委員、お願いいたします。

○日高委員

石油鉱業連盟の日高です。平井委員を引き継いでの初めての参加でございますが、今回の中間報告書（案）は大変よくまとまっていると思います。どうもありがとうございました。

石油鉱業連盟といたしましては、エネルギーセキュリティ強化の観点より自主開発比率向上の必要性がございまして、このためには政府の資源外交、あるいは政府機関によるリスクマネーの供給等による支援が不可欠である旨を従来から述べてまいりましたが、今回の中間報告書（案）において、これらの点が明確に記述されていることに感謝いたします。それとともに当連盟といたしましては今後とも自主開発比率向上を目指しまして、石油天然ガス開発事業に取り組む所存であることを申し添えます。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

吉井委員、お願いいたします。

○吉井委員

吉井でございます。この中間報告書につきましては、総論から各論まで全体的にバランスよくまとまっていると思っております。天然ガス鉱業会の立場として、2点、コメントいたしたいと思っております。

まず、1点目は天然ガスの国内資源開発の重要性について明示されておりました、とりわけその中でも水溶性天然ガスを取り上げていただきまして非常に感謝しております。我々は国内資源

開発につきましては、エネルギー安定供給上の貢献の観点というほかにも、先ほどの会議でも出てきました技術者の育成という観点からも、非常にメリットがあるということで考えております。また、私どもといたしましては今後とも国内資源開発に努力してまいります。こういった国産資源の探鉱開発というものが適切に行われるよう、引き続き十分な政策支援をお願いしたいと思います。

また、2点目ですが、枯渇ガス田を活用した輸入LNG気化ガスの地下貯蔵につきまして言及していただきまして感謝を申し上げます。天然ガスの供給システムにおけるセキュリティの向上のため、天然ガスの地下貯蔵の果たす役割というものを追求することは、十分に検討に値するものであると思っております。そのためには、輸入LNG気化ガスを地下貯蔵するための法的な枠組みの整備につきまして、今後ともご検討をお願いしたいと存じます。

○橘川分科会長・小委員長

増田委員、お願いします。

○増田委員

日本LPガス協会の増田です。最初に、今日前回会合の意見も踏まえて、中間報告書が取りまとめられましたことに対して、橘川分科会長を初め事務局の皆様のご尽力に対しましてまず御礼を申し上げます。LPガスの記載について2点、コメントさせていただきます。

まず1点目は、46ページにあります「LPガス輸入基地の耐震性強化」についてでございます。前回会合で業界として引き続きの支援をお願いしましたところ、今回の中間報告書（案）では、「最新の耐震基準への適合を図ることを支援していく」と明確に記載していただきました。ありがとうございました。本耐震性強化につきましては、技術面、操業面、資金面等で、新しい課題が今後数多く出てくるものと思っております。こうした課題を克服して事業を進めていくために、引き続き国のご支援をよろしくお願いしたいと思っております。

2点目は、「LPガスの国際展開」の部分でございます。66ページ、67ページに記載されております。記載されておりますとおり、我が国の有する保安システム、それから物流システム・LPガス機器などは、これは世界の中でも十分にトップクラスにあると思っておりますので、LPガス業界といたしましても、今回の中間報告書（案）に沿ってどのようにとり進めていくのか、検討してまいります。

以上でございます。

○橘川分科会長・小委員長

青竹委員、お願いいたします。

○青竹委員

ありがとうございます。全体として中間報告はよくまとまった報告（案）となっているかと思
います。橘川先生を初め事務局、関係者の皆様のご尽力に敬意を表したいと思ひますし、これを
機会に平時並びに大規模震災を含めた緊急時に、エネルギーの安定供給がさらに進んでいくこと
を期待したいと思ひます。それを踏まえまして二つ申し述べたいと思ひます。

一つは39ページのところに緊急時の供給の優先順位がございます。例示ということでございま
すが、緊急車両への燃料の供給ということが入っております。その前の33ページの生活物資等の
物流について燃料の供給を優先するという事なども踏まえますと、この緊急車両というのは、
そういう食品などを運搬するような物流も含めた車両というように考えていいのではないかと
思ひますが、そこら辺について少し教えていただければと思ひます。

二つ目ですけれども、公正で透明な価格形成あるいは市場の形成ということにつきまして、7
ページや63ページ、71ページのところで触れられております。今、足元のガソリン価格が6年ぶ
りの高値ということで、消費者、需要業者として価格問題は大変関心が高いところでございま
す。こうした公正で透明な価格あるいは市場の形成という場合、消費者側あるいは事業者側への十分
な情報開示をぜひお願いしたいと思ひますし、一定のルールを検討するような場合については、
ぜひ、マルチステークホルダーが参加するようなプロセスをとって、消費者、事業者あるいは行
政、学識の皆様という関係者が参加するオープンなプロセスでルールを設定していくというこ
とをぜひ、念頭に置いて進めていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

河本委員、お願いします。

○河本委員

全石連の河本でございます。何度もいろんな意見を述べさせていただきまして、1日4軒、廃
業しているという石油販売業会の苦境についても、十分、ご理解をいただくような表現になっ
ておまして、大変ありがたいと思っております。特に再投資可能な適正マージンの確保とか、今、
高騰の問題がございましたけれども、過重な税金の問題についても触れていただいております。
本当にありがたいと思っております。ただ、問題は実現に向けてなかなか難しいことだと思
いますけれども、引き続き研究会とか検討会とか、そういったものを設けていただいて、その実現
に向けて少しでも前進していくようなことをしていただければ大変ありがたいと。これは要望で
ございますけれども、感謝と要望を申し上げて意見にさせていただきます。ありがとうございます。

○橘川分科会長・小委員長

平川委員、お願いします。

○平川委員

労働組合の平川でございます。私どもがこれまで申し上げてきました保安対策、設備の保全、人材あるいは税金、これらに関することが盛り込まれております。賛同いたしますし、全体的によくまとまっていると評価をいたしたいと思えます。

そこで、1点だけ意見を述べたいと思えます。76ページに「最後に」の書きぶりを前向きにふやしたというご説明がございました。2段落目の最後でございますけれども、あらゆる政策手段を動員して環境整備を行うことにより、スピーディな対応を促していくとございます。前回の表現ではより具体的に、予算、税制、財政投融资、法制度などのあらゆる施策を総動員してということで、より具体的に書かれておりました。私は前回の書きぶりのほうが、わかりやすいのではないかという思いも持っておりますことを意見として述べたいと思えます。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今回の中間報告でありますけれども、二つのポイントについてたいへんバランスよく取り上げられていると感じております。1点目はエネルギーセキュリティ、そして2点目は石油産業の強靱化および成長というポイントについて子細にわたって網羅的かつ体系的に議論がなされていると感じておるところであります。

その上で、今後はこれを踏まえてどうやってこういった基盤を活用していくのかというところでありまして、おそらくキーワードとしましては二つ、英語になりまして恐縮ですが、シュリンク・ツー・グロー、2点目はタイミングマターズだと思います。1つ目はシュリンク・ツー・グロー、まさに成長のためのシュリンク、すなわち強靱化だと思います。この強靱化につきましてはまさに国内において、事業の再編ですとか、あるいは事業の連携、これは石油と石化あるいは企業間の連携といったことによって経営基盤を整えていくことで、今後の経営判断における制約条件を少なくしていく、一つ一つ取り除いていく、そういった作業であると思っております。

その上で、成長というところを考えていきますと、当然、総合エネルギー企業化、これにつきましては上流から中流、そして下流まで、あるいはエネルギー種目、すなわち石油、ガス、電力にわたって総合的に事業展開をしていくことにならうかと思えますが、当然、これは各企業の便益にとどまらず、エネルギーの安定供給、エネルギーミックスの効率的な提供ということにより、我が国のベネフィットにもつながると考えております。

そして、今後国内市場が縮みゆくことを考えますと、海外成長も追求することになるのですけれども、ここでまさにタイミングが重要になってくる、すなわち先ほどの2点目のタイミングマターズとっております。海外、例えばアジアを見ましても、当然、それぞれの市場が速いペースで育ってきておりますし、日本企業が出ていく際のパートナー候補、これについても非常に数が限られております。適時適切な判断、そのための経営基盤強化、そして投資体力向上という前提がありますが、まさにタイミング、これを逃さず、適時適切に海外成長に機を逃さず取り組むというところがポイントになってくると思います。

その上で、最後であります、まさにグロー、すなわち成長のところを一言で言うと、夢を描くというところがポイントになると思います。事業再編などをするにしても夢を持って前向きにやっていくのだと、そのためには政府、業界、さらには企業経営者が今回の中間報告書で打ち出された大きな方向性を踏まえて夢をしっかりと示していくことが大きなポイントになってくると思います。ここからは、いよいよ具体的な動きへ向けて、まずは経営基盤の強靱化、その上で成長へと踏み出していく。そういったスタート点に立ったんだと深く実感しているところであります。

○橘川分科会長・小委員長

柏木委員、お願いいたします。

○柏木委員

どうもありがとうございます。本文の内容は極めて今までのディスカッションの内容が踏まえられているというふうに評価したいとっております。特にどれを皆さんが読むかという、資料4-1のサマリー・フォー・ポリシーメーカーという、要約版をごらんになる方が多いんだろうと思って、0が「はじめに」で本文が1から5章で、今までと違うところというのは継続しているところが多いと思いますけれども、ただ、4章は震災を踏まえて強靱化対策、サプライチェーンの破綻をどうやって防いでいくとか、あるいはこういう新しいルールづくりをしたということは、極めて今回のポイントになっていると私は思います。もう一つ、5章の事業基盤の再構築のところ、再構築といいますと大変な作業になるわけです。これはエネルギーの自由化、これが一応、安倍首相でいう成長戦略と、エネルギー分野の成長戦略、そのための基盤の再構築ということで、これも今回、新しい内容のものだと思っております。

ただ、その辺りの内容を6の「最後に」の項目に何らかの形でここの読み方という、全てが並行ではないんじゃないかということを入れたらよいと思います。特に今回、こういうところにストレスを置いた形での強靱化あるいは経済成長のための国際的視点という点もありますが、経済成長のための規制改革による基盤の再構築等が極めて強く望まれて、それが民間の責務と政府の責務であります、ただ、この資料4-1の「最後に」を読みますと、本文中には書いてあり

ますが、民間の責務としてはスピード感を持って経営判断をしろと書いてあるわけですね。ここには民間の責務よりは、どちらかというところからあらかゆる政策手段を総動員して環境整備を行うことによってスピーディな対応を促していくことが重要です。これは政府の責務なんですね。ですから、民の役割、官の役割というのは両方がある、特に重要なところは最後のところに1行でも付記しておいたほうが、めり張りがついてわかりやすくなるんじゃないかという、これは私のコメントです。

以上です。

○橘川分科会長・小委員長

柳井委員、お願いします。

○柳井委員

柳井でございます。特に3.11以降、原発がとまっているような状況の中でエネルギーの問題が大変に幅広く、また、難しいときにこの中間報告が非常にコンプリヘンシブで、大変よく幅広い分野をまとめていただいていると思っております。特に天然ガスの分野なんですけれども、19ページですけれども、先ほど申し上げましたように3.11以降、原発がとまっていると、その中で天然ガスへの依存度がとりわけ高まっております。そうした中で、燃料調達価格が増大しているということがかなり注目されておまして、化石燃料の価格低減という、これがいろいろな議論がございます。いろいろな議論がある中で、その方策の中でも最も安定供給、価格低減に寄与すると思われる供給源の多角化、ここにフォーカスしていただいと、しかも具体例も含めて記載していただいたということは、高く評価させていただきたいと思っております。我々商事会社としましても安定供給、さらには価格の低減に向けて、さらに一層努力していく所存でございます。ありがとうございました。

○橘川分科会長・小委員長

ほかの方はよろしいでしょうか。

私からも少し意見を述べさせていただきます。私は最後のところ、二つ目のパラグラフのところで、原案と比べてかなりイメージが変わって、特にスピード感を持った経営判断を行い、自社の個性を生かした成長戦略を模索し、飛躍を果たしていくチャンスが訪れているということが書かれているということは、事務局サイドの幹部の方が書かれたやにお話を伺っていますけれども、すごく重要な指摘が行われていると思います。柏木委員が言われたように、ぜひ、これを要約版にも何らかの形で反映していただければいいなというふうに思います。

ということで議論してきたんですが、全体の流れからいきますと3.11があって、その後、なかなか、エネルギー基本計画が決まらない状況で、そのエネルギー基本計画が決まるのに先立って、

この分科会はスタートしたわけですが、現状、エネルギー基本計画に基づいて資源・燃料分科会あるいは再生エネルギー、それから省エネ、そして原子力の小委員会が動いて、多分、その議論を踏まえた上で新しいエネルギー基本計画の具体的なミックスを含めた姿が決まってくると、こういう流れなんじゃないかと思いますが、その流れの中で先んじる形で資源・燃料分科会が中間報告書をまとめつつあるというのは、大きな流れとして非常に重要だと思います。3.11以降、いろんなエネルギー関係の審議会に参加させていただきましたけれども、事務局の原案に対して、これだけほぼそろって高い評価が与えられた委員会というのは、3.11以降は経験したことがないので非常にびっくりしたぐらいであります。

ということで、私もきょうは文句を言わずに以上で終わります。

では、事務局、お願いいたします。少し時間がかかりますか。少し要望もあったかと思うんですが。

○竹谷石油精製備蓄課長

ご要望、ご意見をいただいた点について私の担当しているところからご回答します。

木村委員からお褒めの言葉などもいただきましたけれども、この報告書に書いてございますことは、産業界としても政府としても課題を書いた、これから解決すべき問題というのも非常に多くあると思ってございますので、引き続き、毎回、申し上げてございますけれども、石油業界の方々あるいは関係者の方々としっかり意見交換をしながら、次の政策の立案につなげていかなければいけない、ある意味、課題を書いた点が多いのかなということも感じている次第でございます。引き続き、私どもと密接にいろいろ関係者の方々の意見交換を切にお願いする次第でございます。

村上代理からご意見いただきました。まず、政情などに伴ういろんな再編に伴う周辺企業への影響、地域への影響ということについては記載させていただきましたけれども、実際、私が昨年などにいろいろ政情を石油化学工場などに転換されたケースなどを見ていますと、本当に各社の方々が非常に配慮して進められているという印象を持っているところでございます。国としてもこういう影響の緩和について何ができるかということを引き続き真摯に検討し、また、議論させていただきたいというふうに思っております。

民有護岸などについてのご指摘を前回同様、いただいたところでございますけれども、前回もご説明いたしましたけれども、国土交通省と日々、協議もしておりますし、そういった問題意識をお伝えさせていただいております。国土交通省においては法律改正において無利子融資制度を創設したばかりでございますけれども、今後の政策展開もいろいろと考えておられるようですので、引き続き議論をしたいというふうに思っております。

青竹委員から緊急車両の定義のご質問をいただいたところでございます。ご質問いただいたところの数ページ前には、緊急車両の定義として一例で挙げておりますのは、警察車両ですとか、あるいは消防車両といったものを一例として挙げさせていただいて、そういった車両がガソリンなり、軽油に依存しているというところをお示ししたわけでございますけれども、おっしゃるとおり、食料を運ぶようなものも場合によっては緊急車両として定義できることがあるのかなというふうに思っております。ここに示した優先順位づけは厳密に緊急車両とはこれを指すというふうに、そういった細かいところまで厳密に定義して議論しているわけではございませんで、むしろ、今後の緊急時における対応を議論する際にあらかたの考え方を示した中で、緊急車両としてどこまで何を優先すべきなのかと、どこで線を引くべきかというのを改めて詳細に検討していくべき問題なのかなというふうに思っております。

あとは佐藤委員会からご指摘いただいた今後の施策展開のベースとなるものであって、具体的に今後、いろいろと展開を検討していくべきであるというご意見かなというふうに思いましたけれども、木村委員にご回答したとおり、今後、いろんな政策課題もお示ししておりますし、一定の結論を出したところも具体的な展開を求められておりますので、まさにご指摘を踏まえた形で今後、どうした展開をしていけるかということが勝負なのかなというふうに思っております。

とりあえず、私からは以上です。

○山本石油流通課長

石油流通課長でございます。

私の関係で青竹委員から公正で透明な市場の形成についてのご要望、ご質問もございました。これにつきましては本文にも書かせていただいておりますけれども、事業者からの消費者向けの情報の提供というのの重要性、また、その前提となる事業者相互のコミュニケーション、共通認識の重要性、さらには全体を流れますところのいかに低廉に、安定に供給ができるかというところについての関係事業者の取り組み、こうしたものの重要性について言及がなされております。こういったものをより具体的にまた対応していく場面につきまして、石油業界、また、LPガス業界と取り組んでまいりますけれども、また、そういうような取り組みについてご助言を引き続き賜れば幸いに存じます。

また、河本委員からは実現に向けての取り組みということでございました。本文にもございましたけれども、関係者として業界及びまた自治体を初めとするそれ以外の方たちと一緒に、政府が取り組まなければいけないというような問題意識を随所に書かせていただいております。これの実現に向けての取り組みとしてご提案のあったような研究会のような形式も含めて、一緒に取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○濱野資源・燃料部政策課長

それでは、豊田委員から3点、ご指摘を頂戴をいたしました。まさにバーゲニングパワーとの関連においての原子力の問題、それから、自主開発比率の数字の問題でございますけれども、まさに豊田委員がみずからおっしゃられましたようにある種、ミックスの議論と恐らくかかわりのある全体の中の議論での整理というところもありまして、分科会長がまさにおっしゃいましたように、ミックスの議論に先立って我々として数字というものに限らず、議論すべきところはなるべく早くやりたいということでやってございますので、私の立場からその話について申し上げるのはなかなか難しいということで、大変、頭を100回ぐらい下げますので、ご理解をいただければありがたいと思っております。

それから、報告書の早期英語化というのはまさに貴重なご意見でございますので、部長ではなく私が言っているかどうかよくわかりませんが、帆を上げてしっかりとやらせていただくという覚悟でございますのでよろしくお願いします。

○橘川分科会長・小委員長

それでは、微修正は若干残るかもしれませんが、基本的には本日、ご審議いただいた中間報告書（案）についてはご了承いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのように処理させていただきます。微修正につきましては事務局からまた委員の方々等に連絡させていただくと、こういうことになると思います。

それでは、住田部長からお願いいたします。

○住田資源・燃料部長

どうも、きょうも大変長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。おかげさまで委員の皆様方から非常に資源・燃料分科会あるいは石炭小委員会を通じて、非常に有意義なご指摘をいただいた結果として、この中間報告書の中にそれらを盛り込むことができ、また、きょうは大変過分なお言葉をいろいろいただきましたけれども、事務局としても案を取りまとめることができ、また、橘川委員長のご指導、ご助言あるいはこの委員会のリードによりまして、皆様方からご納得いただけるような中間報告書（案）をきょう、お示しし、また、きょうの会合で基本にご了解いただけたということで、大変ありがとうございます。

ここに掲げさせていただいているような課題というのは、非常にこれからまさに実現に向けて取り組んでいくべき課題でございます。しかもきょうもご議論がございましたようにスピード感を持って、この課題に取り組んでいくということが非常に大事だというふうに思っております。こういった大きな課題をいただいたということで、私どもとしてもまさに税、予算、財投、法律

といったようなあらゆる政策手段を駆使しまして、こういったこれからの企業の皆様の取り組み、あるいは関係者の方々の取り組みを支援してまいりたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いたします。大変ありがとうございました。

3. 閉会

○橋川分科会長・小委員長

本日は中間報告書を取りまとめていただいたということで、思い起こせば本年の初めぐらいから審議してきました資源・燃料分科会の会合は、今回で一応、中締めという形にさせていただきます。ただし、議論の過程で明らかになりましたけれども、論じなければいけない、チェックしなければいけない論点はまだまだたくさんあると思いますので、今後も折を見て必要なケースはこの会合を開かせていただくということがあるかと思えます。その際には事務局からご相談させていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、本日はメンバーの方によっては朝早くから二つの会議が重なったりしましたけれども、これをもちまして資源・燃料分科会及び石油・天然ガス小委員会の合同会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—